

令和2年7月31日
石川労働局

金沢公共職業安定所における文書の紛失について

石川労働局（局長 たけくま よしかず 武隈 義一）は、金沢公共職業安定所（所長 こしの けいち 越野 桂一）における個人情報を含む文書の紛失について、次のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じたので、概要をお知らせします。

1 概要

金沢公共職業安定所（以下「金沢所」という。）において、雇用保険受給者A氏、B氏、C氏及びD氏に係る「雇用保険の追加給付に関する回答票（ご本人確認）」、金沢所で作成した4名の被保険者台帳全記録照会及び被保険者総合照会（以下「回答票等」という。）を紛失するという事案が発生した。

回答票等には、4名の個人情報（氏名、生年月日、雇用保険被保険者番号、手当受給時の振込口座（金融機関名・支店名・口座番号）、勤務先名称、連絡先電話番号、届出者住所、払渡希望金融機関（名称・口座番号）、届出者印影、旧氏名、雇用保険支給番号、事業所番号、性別、事業所電話番号）が記載されていた。

2 事実経過

- （1）令和2年7月13日、職員Xが職員Yに雇用保険追加給付の関係書類を引継ぎしていた過程で、A氏の回答票等が見当たらないことから、紛失が発覚した。
- （2）発覚後、庁舎内をくまなく搜索したが、回答票等は発見できなかったため、紛失したものと判断した。
- （3）同月14日、A氏へ経過説明と謝罪に伺う旨を伝えたが、A氏から「経過については了解した。訪問しての謝罪は不要である。」との回答をいただいた。
- （4）同月16日、A氏の回答票等を搜索中、職員Xが入力作業を行った他の雇用保険受給者の回答票等の所在確認を行ったところ、B氏、C氏及びD氏の回答票等が見当たらないことが判明した。
- （5）職員Xに4名の回答票等の処理状況を確認したところ、同月8日頃に裁断作業を行った際、他の書類との紛れ込みにより誤って裁断した可能性が高いと判断した。
- （6）同月20日及び21日、B氏、C氏及びD氏へ訪問の上、経過説明と謝罪を行い、了解をいただいた。

3 発生原因

- (1) 書類を裁断処理する際のルールが徹底されていなかったこと（具体的には、①裁断予定の書類は、裁断処理まで一定期間、専用箱に保管すること、②裁断してはならない原本等の紛れ込みがないか1枚ずつ確認してから裁断処理すること）。
- (2) 回答票等の受理時から決裁までの間に、職員による書類の現物確認が行われていなかったこと。

4 再発防止策

(1) 金沢所における対応

- ① 裁断処理にかける際のルールが徹底されていなかったため、所長が全職員に対して、ルールの遵守を徹底するよう指示した。
- ② 回答票等を保管場所から持ち出して作業を行う際は、作業後、保管場所への収納前に必ず内容物の現物確認を徹底するとともに、業務の進捗状況を確認するため、作業日報を作成し管理者が定期的に確認することとした。

(2) 石川労働局における対応

- ① 同月 14 日、職業安定部長からメールにより職業安定部各課室長及び各所長に対し、同様の事案が発生しないよう注意喚起した。
- ② 同月 27 日、緊急所長会議を開催し、職業安定部長から各所長等に対し、改めて再発防止の徹底について指示した。
- ③ 局内全部署に対して、同月 15 日に総務課長から本事案の周知及び注意喚起を行うとともに、同月 30 日に総務部長が個人情報管理に係る緊急研修（今回の事案に即した事例検討含む）を行った。

担当	石川労働局職業安定部職業安定課 課長 北南 介規 課長補佐 小池田 直人 電話 076-265-4427
----	---